

社団法人丸亀市シルバー人材センター 配分金及び事務費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社団法人丸亀市シルバー人材センター（以下「センター」という。）
会員の就業に伴う配分金及び事務費に関する事項を定めるものである。

(支 払)

第 2 条 センターは、就業した会員に対するその配分金を原則として現金で直接その全
額を支払うものとする。

ただし、配分金は、会員との合意によって、会員が指定する金融機関に振り込む方法
をもって支払うことができる。

(支 払 日)

第 3 条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月 1 回予め別に定める期
日に支払うものとする。

(配分金見積基準)

第 4 条 会員の就業に対する配分金の見積り基準は、仕事の種類、内容等を考慮して理
事会において定めるものとする。

(事 務 費)

第 5 条 事務費は、センターが取り扱う仕事の引き受けと、その実際に行う会員への仕
事の提供に要する諸経費等として仕事の見積り総額に含めるものとし、仕事が完了した
つどセンターが徴収する。

(事務費の額)

第 6 条 事務費の額は、配分金に相当する見積り額の 7 パーセントを原則とし、この率
は理事会において定める。ただし、剰余金が発生した場合は、この率を下げるものとし
る。

(事務費の使途)

第 7 条 事務費は、センターの事業を遂行するための経費に充てる。

(委 任)

第 8 条 この規程に関して必要な事項は、理事長が別に定め理事会に報告する。

附 則

- 1 この規程は、平成 3 年 9 月 25 日から施行する。
- 2 社団法人丸亀市シルバー人材センター会員の報酬に関する規約
(昭和 57 年 5 月 13 日) は廃止する。

附 則 (平成 10 年 3 月 27 日一部改正)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 29 日一部改正)

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 27 日一部改正)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。